岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

岩手県公安委員会

委員長 小 野 公 代

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後
(生活環境課)
第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。
(1)~(5) [略]
(6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法
律(昭和32年法律第166号)の規定による核燃料物質等(
以下「核燃料物質等」という。)、 <u>放射性同位元素等の規</u>
制に関する法律 (昭和32年法律第167号) の規定による放
射性同位元素等 <u>(以下「放射性同位元素等」という。)</u> 、
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成
7年法律第65号) の規定による特定物質(以下「特定物質
」という。) 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による
特定病原体等(以下「特定病原体等」という。)の運搬届
の受理等に関すること(警備課の所掌に属するものを除く
。)。
(7)~(15) [略]
(警備課)
第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。
(1)~(3) [略]
(4) 核燃料物質等 <u>及び放射性同位元素等</u> の防護に係るもの
に関すること。

 $(5)\sim(8)$ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

 $(5)\sim(8)$ [略]

この規則は、令和元年9月1日から施行する。